

議案第 4 8 号

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部  
改正について

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を別  
紙のとおり改正する。

令和元年 5 月 3 1 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改  
正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に  
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部  
を改正する条例

亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例（平成24年亀山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第4号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。